

世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画（第2期）後期 概要版

第1章 ユニバーサルデザイン推進計画の趣旨

1-1 策定の背景（本編P2）

世田谷区は、平成19年に「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」を制定し、その後、その理念を具現化するために、平成21年に「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定して目標、基本方針のもとに6年間の各施策・事業を実施してきました。2020年には東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京2020大会」という。）が開催されることになり、ユニバーサルデザインに対する関心が更に高まり、生活環境整備の質の向上や、整備されてきた社会資源の活用への要求といった社会的背景や推進計画の施策・事業の取組みの積み重ねを踏まえ、平成27年には「推進計画」の内容を見直し、「推進計画（第2期）」を策定しました。

1-2 目的（本編P3）

すべての区民が個人として尊重され、共に支えあいながら、将来にわたって活力に満ちた世田谷をつくりあげていくことができるように、区と区民、事業者及び関係団体が協働しながら、だれにとっても利用しやすい生活環境の整備を推進していくための具体的な計画です。

1-3 位置づけと期間（本編P4～6）

推進計画は、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例第7条第1項を根拠とし、区の基本構想・基本計画を踏まえ、各種計画と連携していきます。計画の期間は平成27年度（2015年度）から平成36年度（2024年度）までの10年間の計画で、前期（2015～2018年度）、後期（2019～2022年度）とし、2023年度～2024年度を調整期間としています。

1-4 計画の目標（本編P7） ⇒ 裏面参照

1-5 基本方針（本編P8～9） ⇒ 裏面参照

1-6 施策・事業～推進計画(第2期)の重点的な事業～（本編P10～11）

- (1) 世田谷のユニバーサルデザインの生活スタイルの普及
- (2) ユニバーサルデザインに関わる人が活躍できる仕組みをつくり、区民参加を推進
- (3) ユニバーサルデザインの情報を共有する仕組みとして「ユニバーサルデザインライブラリー」を構築

第2章 ユニバーサルデザイン施策の歩み

2-1 スパイラルアップ（点検・評価・改善）の取組み（本編P12）

推進計画（第2期）前期では、毎年度それぞれの施策・事業を関係する所管が点検し、その点検結果に対して、ユニバーサルデザイン環境整備審議会が講評や提案を行っています。また、ユニバーサルデザイン推進事業に対して、区民からの意見を募集し、各施策や事業の改善に取り組んでいます。

2-2 推進計画（平成21年度から26年度）における特徴的な取組み（本編P13～15）

2-3 推進計画（第2期）前期（平成27年度から30年度）における特徴的な取組み（本編P16～26）

- (1) みんなで取組み、進める
- (2) ユニバーサルデザインのまちをつくる
- (3) ユニバーサルデザインによる情報とサービスを広げる
- (4) 専門家と当事者を交えた建物の設計・施工
- (5) 専門家を交えた災害利用を想定した学校整備
- (6) 専門家と当事者を交えた国及び民間施設の施工
- (7) 庁内啓発を推進するガイドラインの作成

第3章 推進計画（第2期）後期

3-1 後期の推進計画に向けて（本編P27～29）

(1) 見直しの背景

- ① 東京2020大会の開催を契機とした諸政策の展開
- ② 多様なツールによる情報提供の進展
- ③ 多様な人と共生するまちづくりの広がり

(2) 前期計画に対する世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会の講評（平成29年度）

- ① 取組みの改善・進化への評価
 - ・新規事業の展開や継続的な普及啓発の事業等の積み重ねが成果
 - ・職員のユニバーサルデザインへの意識の向上
- ② 取組みを広げるための提案
 - ・区民と一緒にNPO法人や大学、民間事業者との連携の強化
 - ・積極的な対外的なアピール
- ③ 課題として取り組むべき意見
 - ・ハード整備とソフト面の支援や啓発の効果的な推進
 - ・多様な区民参加から多様なニーズを把握し、各事業へ展開

3-2 後期計画の見直しの視点（本編P30～31）

(1) 東京2020大会の取組みを活かす

- ・トイレの情報発信や多言語化
 - ・既存事業のスパイラルアップ 等
- #### (2) 多様なツールによる情報提供への対応
- ・タブレット等の環境整備
 - ・カラーユニバーサルデザインの普及 等
- #### (3) 共生社会の視点をまちづくりに活かす
- ・共生社会ホストタウンの取組み
 - ・本庁舎の建替え 等



3-3 推進計画（第2期）後期 25の施策・事業の体系（本編P32～33） ⇒ 裏面参照

3-4 個別の施策内容（本編P34～60）

第4章 ユニバーサルデザインの推進の仕組み

4-1 施策の継続的な点検・評価・改善（スパイラルアップ）（本編P61）

推進計画で実施してきた施策・事業のスパイラルアップ（点検・評価・改善）の取組みを継続して行い、生活環境の整備を進めていきます。

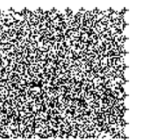
点検する施策・事業については、年度ごとに重点的に行うものを検討し、他の施策と連携しながらテーマに沿った展開を図るようにしています。

4-2 ユニバーサルデザイン環境整備審議会と庁内推進体制との連携による施策の展開（本編P61～62）

ユニバーサルデザイン環境整備審議会は、ユニバーサルデザインをより広げていくことが望まれる施策・事業について、区のユニバーサルデザインの関係所管課と連携し、ユニバーサルデザイン推進事業の実現に向けて助言をしていきます。

4-3 推進計画（第2期）の新たな施策・事業による展開（本編P63）

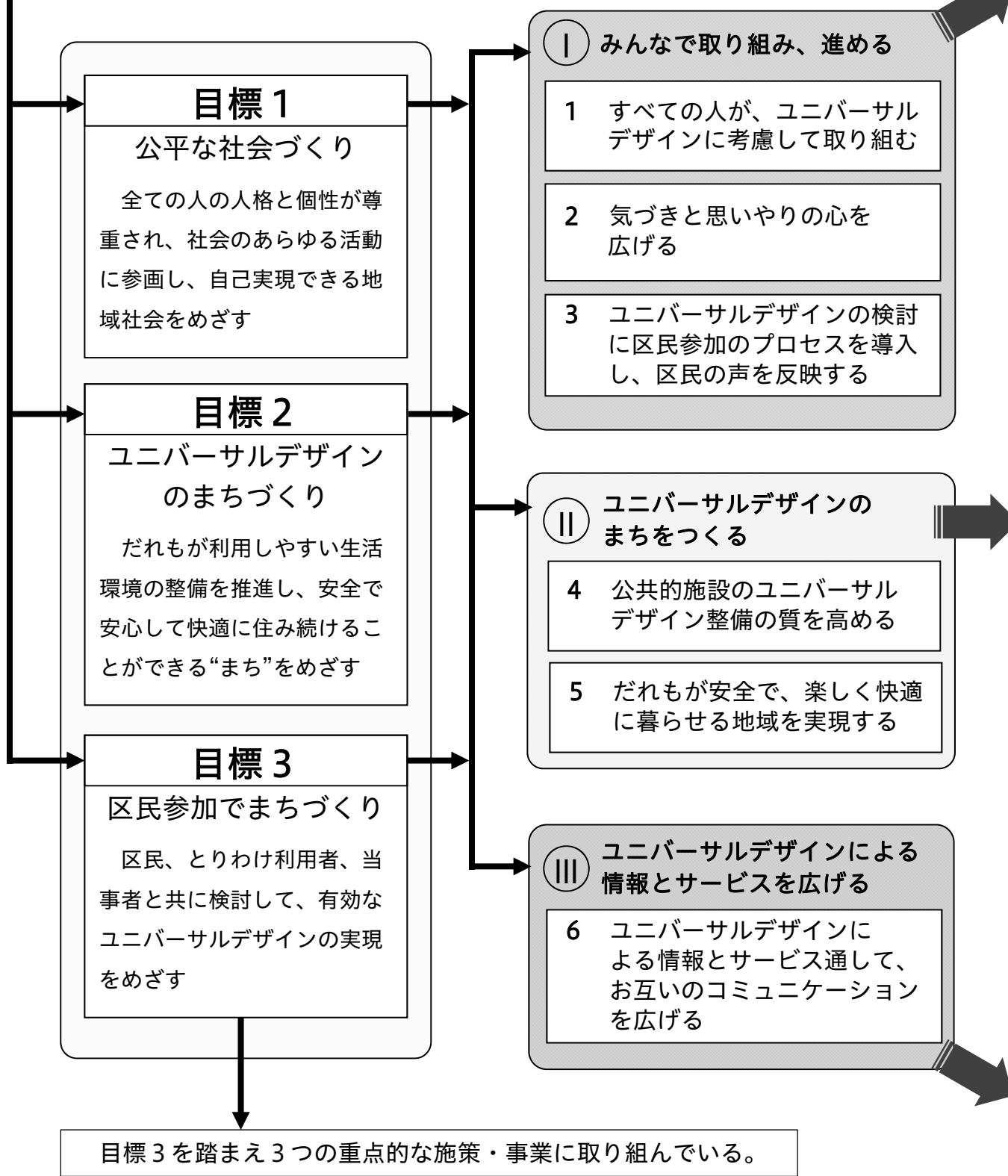
区は、ユニバーサルデザイン推進事業を活性化していくために、ユニバーサルデザインに取り組む人々の育成を行い、また、ユニバーサルデザインライブラリーの活用と合わせ、ユニバーサルデザイン推進事業の質の向上を図ります。



だれもがユニバーサルデザインの視点と心でまちづくり

— ユニバーサルデザインの生活環境を実現する目標 —

— 基本方針 —



【重点的な施策・事業】

- 1) 世田谷のユニバーサルデザインの生活スタイルの普及
- 2) ユニバーサルデザインに関わる人が活躍できる仕組みをつくり、区民参加を推進
- 3) ユニバーサルデザインの情報を共有する仕組みとして「ユニバーサルデザインライブラリー」を構築
上記、3点をユニバーサルデザイン推進計画（第2期）後期においても、引き続き、重点的な施策・事業として取り組む。

— 25の施策・事業 —

	名称	概要
1	ユニバーサルデザインの生活スタイルの普及	冊子「世田谷UDスタイル」の発行をはじめ、ユニバーサルデザインの考え方や意味を広く区民に伝えていく。
2	ユニバーサルデザインを広めるイベントや講座の開催	区民・事業者・大学と協働し、ユニバーサルデザインを広める。イベントや講座を通じ、様々な世代への啓発、教育を進める。
3	ユニバーサルデザインに取り組むアドバイザー等の人々の活躍の場を広げ、多くの人々が参加できる取り組みの推進	専門家、利用者や当事者、普及に携わる区民等、多くの人にユニバーサルデザイン推進事業に関わってもらい、事業全体の質の向上をはかる。
4	ユニバーサルデザイン推進事業のスパイラルアップの実践	計画の全ての施策・事業について「点検・評価・改善」に取り組み、ユニバーサルデザイン環境整備審議会の講評・提案を踏まえ、継続的にスパイラルアップを発展させていく。
5	ユニバーサルデザインライブラリーの活用	ユニバーサルデザイン整備の実績等の情報を収集・蓄積して広く提供を行い、今後の事業や整備のスパイラルアップに活かす。
6	ユニバーサルデザインによる区立施設等の整備推進	多様なニーズをもった施設利用者による点検・評価などを通して、ユニバーサルデザインによる整備の質の向上をはかる
7	ユニバーサルデザインによる本庁舎の整備推進 <新規>	すべての人に利用しやすい庁舎を目指し、設計段階からユニバーサルデザインの検討会等を実施し、専門家や当事者、区民の参加で整備を進める。
8	分かりやすいサインの整備推進	施設サインの導入にあたっては、多言語を基本とし、配色や見やすさ等に配慮した分かりやすいサインを整備する。
9	民間施設におけるユニバーサルデザインの推進	ユニバーサルデザイン推進条例に基づく届出制度や助成制度を活用し、身近な地域の店舗や集合住宅等のユニバーサルデザインの整備を促す。
10	住宅関連イベントにおける住宅のユニバーサルデザインの普及啓発	住宅に関連するイベントで啓発用パンフレットの活用をはかり、住宅専用部分のユニバーサルデザインによる整備を促す。
11	高齢者・障害者の住宅改修支援	手すり設置や段差解消等、個人住宅の整備の支援を行う。
12	災害時利用も含めた学校施設の整備推進	指定避難所としての役割等を踏まえユニバーサルデザイン整備を進める。
13	災害時に使えるトイレの整備推進	区立小中学校等でのマンホールトイレや多機能トイレの整備、点検、管理を行う。
14	公共交通等のサービスの充実	公共交通施設のユニバーサルデザインによる整備や乗務員等の接遇の向上を促すとともに、高齢者・障害者等の移動支援を行う。
15	歩きやすい道路環境の整備	歩道の改善や視覚障害者誘導用ブロックの適切な維持改善、無電柱化の整備を進め、安全な歩行空間の確保を整備する。
16	自転車の安全な利用の啓発	多様な世代を対象に啓発し、区民が安心して移動できる環境の整備を進める。
17	自転車通行空間の整備	「世田谷区自転車ネットワーク計画」に基づく自転車通行空間の計画的な整備を行う。
18	放置自転車等をなくす取り組み	自転車の適正利用を誘導し、安全安心な歩行空間を確保する。
19	規模や特性に応じた公園緑地等の整備	すべての人が楽しめるユニバーサルデザインによる公園づくりを進める。
20	だれでも使えるトイレとベンチ等のあるまちの環境の整備推進 <拡充>	民間のトイレを含めたトイレ情報の発信やベンチを増やす取り組みを行い、だれもが安心して外出できる地域社会をめざす。
21	情報のユニバーサルデザインガイドラインの普及<拡充>	研修等を通じてガイドラインを広め、多言語表記を含めた情報全般のユニバーサルデザインの推進に取り組む。
22	多様な情報媒体の普及・活用の推進 <拡充>	タブレットの窓口等での活用をはじめ、音声、テキスト、手話等、様々な形のコミュニケーションを支援する。
23	災害に備えた区民参加による取り組み	災害時に多様な人に対応できるよう多面的な整備・取り組みを地区の状況に応じて進める。
24	ユニバーサルデザインによるおもてなしの普及 <拡充>	外国人への接客応対向上等、東京2020大会に向け、ユニバーサルデザインによるサービスを広く普及させる。
25	職員のユニバーサルデザインに関する研修の推進	ユニバーサルデザインを考慮した当事者を交えた研修、施設運営の研修等により、行政サービスの向上をはかる。

… 重点的な施策・事業